北アルプス広域連合議会平成29年5月定例会議事日程(第1号)

平成29年5月18日(木) 午前10時開議 大町市議会棟

日程第1 仮議席の指定

日程第2 広域連合長あいさつ

日程第3 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任

日程第7 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

報告第5号 専決処分の報告について

専第14号 北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施 に関する条例の一部を改正する条例制定について

報告第6号 専決処分の報告について

専第15号 北アルプス広域連合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ 金条例制定について

報告第7号 専決処分の報告について

専第16号 平成28年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第7号)

報告第8号 専決処分の報告について

専第17号 平成28年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第8号)

報告第9号 専決処分の報告について

専第18号 平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別 会計補正予算(第6号)

報告第10号 専決処分の報告について

専第19号 平成28年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正 予算(第5号)

報告第11号 専決処分の報告について

専第20号 平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会 計補正予算(第4号)

議案第15号 監査委員の選任について

議案第16号 財産の取得について

議案第17号 北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例制定ついて

議案第18号 北アルプス広域連合基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第8 一般質問

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	勝野 富男	7	大厩 富義	13	梨子田 長生
2	高橋 正	8	那須 博天	14	北澤 禎二郎
3	佐藤 浩樹	9	和澤 忠志	15	津滝 俊幸
4	大和 幸久	10	薄井 孝彦	16	篠﨑 久美子
5	松島 吉子	11	白澤 富貴子	17	北村 利幸
6	二條 孝夫	12	佐藤 節子	18	横澤がつ子

正‧副連合長、広域連合出席職員名簿

正·							
役 職	所 属	氏 名					
広域連合長	大町市長	牛越 徹					
副広域連合長	池田町長	甕 聖章					
"	松川村長	平林 明人					
"	白馬村長	下川 正剛					
11	小谷村長	松本 久志					
広域連合職員	会計管理者(大町市会計管理者)	村山 司					
11	事務局長	上野 法之					
"	消防長	細川 隆					
"	消防本部総務課長兼庶務係長	降旗 寛次					
"	消防本部通信指令室長	西沢 守					
"	消防本部総務課長補佐兼警防係長	郷津 純治					
"	消防本部総務課長補佐兼予防係長	勝野 一徳					
"	総務課長	新井 和男					
"	総務課長補佐	小川 浩幸					
"	総務課施設整備推進係長施設整備推進担当	鷲澤 久志					
"	総務課施設整備推進係長住民との協働担当	小平 由美子					
"	総務課土木振興係長	北澤 尚泰					
"	介護福祉課長	西山 孝					
"	介護福祉課長補佐兼庶務係長	大塚 裕明					
"	介護福祉課審査係長	北澤 晴美					
"	鹿島荘所長	丸山 純生					
"	虹の家事務長	田中 博充					
"	会計係長	栗林 幸夫					
"	議会事務局(記録)	西澤 崇					
"	JI .	蒔苗 剛					
"	議会事務局	矢野 裕貴					
"	JI .	望月 晶美					
	•	•					

北アルプス広域連合 平成29年5月定例会会議録

開会 午前10時00分

○議長(二條孝夫君) おはようございます。

まず、会議に先立ち、去る3月5日に発生しました県消防防災へリコプター墜落事故に伴い、殉職された広域消防本部伊藤渉消防司令を含め、殉職された9名の皆さんに対し、1分間の黙とうをささげたいと思いますので、どうか、ご起立をお願いを申し上げます。

それでは、黙とう。

(黙 と う)

はい、黙とうを止めてください。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。 それでは、ただいまから平成29年北アルプス広域連合議会5月定例会を開会をいたしま す。

本日の出席議員は、18名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

理事者等の欠席・遅参等については、事務局長の報告を求めます。 事務局長。

- ○事務局長(上野法之君) 報告いたします。正副連合長は、全員出席をしております。以上です。
- ○議長(二條孝夫君) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○議長(二條孝夫君) 日程第1「仮議席の指定」を行います。

まず、議員の新たな選任及び辞職について、報告をいたします。

お手元に名簿を配付しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、広域連合議会 2月定例会以降、4月には、白馬村では、議会議員の改選がなされ、広域連合の議員として、 北澤禎二郎議員、津滝俊幸議員、篠﨑久美子議員が選出されました。

5月には、大町市及び池田町で議会の申し合わせ任期により、岡秀子議員、中牧盛登議員、小林治男議員、太田昭司議員、櫻井康人議員、倉科栄司議員の6名から辞職願が提出され、新たに勝野富男議員、髙橋正議員、佐藤浩樹議員、大厩冨義議員、和澤忠志議員、薄井孝彦議員が選出されました。

以上で、広域連合議会会議規則による報告を行いました。

新たに当広域連合の議会議員に選出されました議員各位を含め、議員の仮議席につきましては、ただいま各自ご着席の議席を指定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

この際、お諮りいたします。

議員の皆さんと理事者等の紹介は、お手元に配付してあります名簿により、紹介に代えさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(二條孝夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議員の皆さんと理事者等の紹介は、名簿のとおりといたします。

日程第2 広域連合長のあいさつ

○議長(二條孝夫君) 次に、日程第2「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。 広域連合長。

〔広域連合長(牛越徹君)登壇〕

○広域連合長(牛越徹君) 皆さんおはようございます。新緑のまぶしい季節となりました。 本日、ここに北アルプス広域連合議会5月定例会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを 申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。 はじめに、先頃、任期満了に伴う白馬村議会議員選挙が執行され、当選されました議員各位に心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

また、大町市議会並びに池田町議会におかれましては、申し合わせ任期により、新たな広域連合議会の議員が選出されました。圏域の振興発展のために、ご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々のご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。

去る3月5日、県の消防防災へリコプター「アルプス」が墜落するという誠に痛ましい事故が発生しました。残念なことに、当消防本部から派遣をしておりました伊藤渉消防司令が、35歳という若さで殉職されました。ただ今は、議員各位とともに黙とうをささげたところでございます。強い使命感のもと、厳しい任務を完遂され、将来を嘱望されておりました職員であり、まさに断腸の思いでございます。

亡くなられた伊藤消防司令のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族のお悲しみは、推し量ることのできない深いものと拝察するところでございます。今後、県とともに、心のケア等につきまして、身近に寄り添い、万全の対応に努めてまいりたいと考えております。

さて、先月内閣府が発表しました月例経済報告によりますと、我が国の景気は、一部に改善の遅れも見られますものの、緩やかな回復基調が続いているとされ、先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある、としております。

当圏域におきましても、春夏の観光シーズンを迎え、いっそう力強い景気回復を期待する ところでございます。

さて、県では、本年4月、県内10の地方事務所を改組して新設した地域振興局が業務を開始しました。地域振興局は、地域の課題や県民ニーズを的確に把握し、スピード感をもって主体的・建設的に課題解決に当たる組織とされ、当地域では北アルプス地域振興局におきまして、先般、「観光振興」、「移住・定住促進と人材確保」、「防災力の向上」の3つのテーマが決定されたところでございます。

広域連合といたしましては、地域振興局が進める施策と協調を図りつつ、構成5市町村の 調整のため力を尽くしてまいりたいと考えております。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

はじめに、降雪の影響により舗装工事を延期しておりました大北福祉会館の耐震・大規模 改修工事につきましては、本年3月末に無事竣工いたしました。工事期間中ご協力いただき ました多くの皆様に改めて御礼申し上げます。

北アルプス平日夜間小児科・内科急病センターにつきましては、昨年度の年間受診者は598人となり、前年度に比べ91人、17.95パーセントの増となりました。これは、3月にインフルエンザが流行したことが大きく影響しており、今後も引き続き大北医師会と連携を図り、いっそうの周知、啓発に努め、利用の促進を図ってまいります。

次に、一般廃棄物処理施設整備の進捗について申し上げます。

北アルプスエコパークでは、1月から進めてまいりました地中部分の基礎工事が、プラットホーム部分を除き完了いたしました。今月下旬からは鉄骨工事の着手が予定されており、さらに、来月中旬からはプラント工事の着工が計画されております。施設の本稼働に向け建設工事が本格化してまいりますことから、引き続き周辺地区住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、工事車両の通行に際しては交通安全に十分注意を払ってまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

白馬村と大町市に建設を予定しておりますリサイクル施設の整備につきましては、地元住 民の皆様のご意見をお聞きして基本設計の取りまとめを行い、現在、実施設計の発注手続き を進めております。

なお、白馬リサイクルセンターの事業費につきましては、基本設計の実施にあたり、改めて排出される資源物量を調査した結果や、地元住民の皆様のご意見から、ストックヤードの規模を確定するとともに、パッカー車の待機場所を設置することとしたことなどを踏まえ、改めて概算工事費を算定いたしました。これを基に、実施設計委託料につきまして、再度、算定したところ、それぞれ不足が生じますことから工事請負費の計上に併せ必要経費を増額する補正予算案を上程いたしております。

また、施工に当たりましては、積雪の影響が懸念される土地柄でありますことから、降雪期前に造成工事を終了する必要があり、造成工事、建設工事を分割して発注するなど円滑な施工に努めてまいりますとともに、北アルプスエコパークの本稼働とあわせ両リサイクル施設が稼働できますよう整備を進めてまいります。

続きまして、北アルプス連携自立圏連携事業について申し上げます。

広域圏域5市町村では、昨年度から、連携協約を締結して北アルプス連携自立圏を形成し、 福祉をはじめ、移住交流、若者交流・結婚支援など4つの分野で広域連携に取り組んでまい りました。

このうち、福祉分野の主な事業としましては、新たに設置した成年後見支援センターでは、 高齢者や障がいのある方が安心して暮らすことができますよう、財産管理など99件の相談 に対応し、法人後見の受任件数も3件となっております。

また、圏域全体に対象を拡大して相談業務を開始しました大町市消費生活センターでは、 4町村からの36件を含む161件の相談に対応しております。

障がい者相談支援事業では、4,718件の相談に応じており、内訳は、就労関連の相談が973件と最も多く、次いで障がいや病状への理解についてが890件、保育や教育についてが838件となっております。

福祉分野におきましては、広域連携の下、こうした支援をさらに充実し、だれもが将来に わたり安心して暮らし続けることができる圏域の実現を目指してまいります。

本年度におきましても、広域連合が主体となり圏域市町村との調整を図って協議を進め、

新たに広域観光や就労支援、健康づくり、公共施設の利用促進の4分野4事業を加え、合わせて8分野17事業に取り組むこととしております。

具体的には、信州まつもと空港を活用した誘客の促進のほか、新規学卒者等を対象とした 企業説明会や健康づくり講演会の開催及び、図書館の相互利用に取り組むこととし、関係市 町村が相互に連携して、圏域全体の活性化を図ってまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

この4月より新たに導入された介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、管内の 介護サービス事業者の皆さんにご理解いただき、訪問型、通所型サービスに58事業所に参 入いただき介護サービスの提供体制が確保できました。円滑な導入にご協力いただきました ことに感謝申し上げます。本年度は、生活支援体制の整備や医療と介護連携事業などを計画 的に進め、地域包括ケア体制の構築を一層推進してまいります。

また、来年度からの第7期介護保険事業計画につきましては、急激に進む少子高齢化の影響等により介護保険事業を取り巻く環境の変化に対応できる内容となりますよう策定を進めてまいります。

介護サービス基盤の整備につきましては、大町市に整備される特別養護老人ホーム 5 0 床が年度内の完成に向けて着手されました。

これらの事業の実施状況や制度改正等の内容につきましては、広報誌「北アルプスの介護 保険」等を通じて、住民の皆様にお知らせし周知に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

5月1日現在、施設入所者延べ1,453人、1日平均48.4人、通所利用者延べ359人1日平均17.9人の方が利用されておりますが、昨今、サービス付き高齢者向け住宅建設など、老健施設の運営を取り巻く環境は、大きく変化しております。昨年度の利用状況は、施設入所では延べ1万7,146人、1日平均47人、通所利用では4,332人、1日平均17.6人でありました。

本年度は、理学療法士を1名増員し、リハビリテーション機能の強化を図るとともに、医療機関からの退院の受け皿として機能を果たすことができる老健施設として求められる機能を強化し、円滑な運営に努めてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

措置入所者につきましては、昨年の後半から死亡等による退所が相次ぎ、7人が退所しております。本年1月までは待機者を管内の市町村から受け入れていたところでありますが、2月以降は待機者がいない状況が続き、4月現在、入所者が46人に減少しております。

この間、管内の市町村の担当部署に措置入所を要請するとともに、管外の自治体へも依頼いたしましたところ、4月に1人の入所がありました。しかし、5月1日現在なお3人の定員割れとなっており、引き続き管外を含め市町村との連携強化を図り、入所者の確保に努めてまいります。

ひだまりの家では、入所定員の9人が入所しておりますが、大町市内に同種の施設が開所 しましたことから、待機者の状況の把握に努め、退所時における円滑な入所者の確保に努め てまいります。

鹿島荘及びひだまりの家では、高齢化が一層進んでおり、引き続き衛生管理並びに安全管理に十分な注意を図り、明るい家庭的な環境のもと、日常生活が営むことができますよう努

めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

冒頭にも申し上げましたが、殉職した職員に対し授与する賞じゅつ金等につきまして今回の 補正予算案に所要額を計上いたしております。

本年度採用しました2名の職員は、4月から10月までの半年間、県消防学校初任科に入校し、消防職員としての基礎的な知識・技術の習得に励んでおります。

防火・防災関係では、住民参加型訓練を継続して実施することにより、地域住民及び地元 消防団等との連携のもと、地域防災力の向上を図ってまいります。

本年1月から4月末までの火災の発生状況は6件であり、前年同期と比較し2件減少しております。現在、消防防災へリコプターが県内に配備されない事態が続いておりますことから、山林火災等の予防について広報を積極的に展開し発生予防に努めております。

救急出動につきましては、4月末現在1,323件で、昨年同時期より109件の増となっており、これから夏の観光シーズンを迎えるに当たり、いっそう地域住民の安全と救急医療の確保に努めてまいります。また、管内に配置されております5台の高規格救急車につきましては、計画に基づき順次更新を図ってまいります。

以上、主な事業の取組み状況について申し上げました。今後も引き続き、圏域の発展と住 民福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を 賜りますようお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、報告案件7件、人事案件1件、事件案件1件、条例案件2件、予算案件1件の合計12件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際に説明いたしますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長(二條孝夫君) ここで、暫時休憩といたします。

<u>休憩</u> 午前10時21分 再開 午前10時23分

○議長(二條孝夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、私の都合により議長を北村副議長と交代をいたします。よろしくお願いをします。 〔副議長(北村利幸君)議長席登壇〕

○議長(北村利幸君) それでは、私、北村が議長の職を務めさせていただきます。

先ほど、二條議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

北アルプス広域連合議会会議規則第84条第2項に基づき、議長の辞職の件を日程に追加 したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村利幸君) ご異議なしと認めます。よって議長辞職の件を日程に追加し、議題と することに決しました。

追加日程 議長辞職の件

○議長(北村利幸君) 本件につきましたは、二條孝夫議員の一身上に関する案件であります ので、二條孝夫議員の退席を求めることといたします。

[1番(二條孝夫君)退席]

- ○議長(北村利幸君) それでは、事務局長に二條孝夫議員の議長辞職願を朗読いたさせます。
- ○事務局長(上野法之君) 朗読いたします。辞職願、今般、一身上の都合により、議長の職を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。平成29年5月18日北アルプス広域連合議会議長二條孝夫。北アルプス広域連合議会副議長宛、以上でございます。
- ○議長(北村利幸君) お諮りいたします。二條孝夫議員の議長辞職を許可することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村利幸君) ご異議なしと認めます。

よって、二條孝夫議員の議長辞職を許可することに決しました。

ここで、二條孝夫議員の退席を解きます。

[1番(二條孝夫君)着席]

○議長(北村利幸君) ここで、私から二條孝夫議員に申し上げます。

ただいま、議長辞職の件は、許可することに決しました。

ここで、議会全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩午前10時27分再開午前10時34分

追加日程 議長選挙

○議長(北村利幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、議長が欠員となっておりますので、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたい と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村利幸君) ご異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規 定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村利幸君) ご異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法につきましては、指 名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村利幸君) ご異議なしと認めます。よって、議長において、指名することに決しました。

それでは、勝野富男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました勝野富男議員を議長の当選人と定めること にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村利幸君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました勝野富男 議員が議長に当選されました。

議長に当選されました勝野富男議員に、本席から議長当選の告知をいたします。 ここで議長に当選されました勝野富男議員のあいさつを受けることといたします。

[6番(勝野富男君)登壇]

○6番(勝野富男君) それでは、一言、議長就任のごあいさつを申し上げます。

このたび不詳私が、議員の皆様の温かいご推挙によりまして、広域連合議会の議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であり、その責任の重さを痛感している次第でございます。

広域連合におきましては、5 市町村の共通する消防業務、介護保険事業、福祉施設の運営、 ごみ処理広域化の推進など、数多くの事務事業を行っておりますが、今後、少子高齢化が進 むなか多様化する広域的なニーズに適切に対応するため、構成 5 市町村の独自性を尊重しつ つ、それぞれの市町村が相互に連携して圏域住民が安心・安全に暮らせるよう、議会といた しましてもまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

同時に議会の公正で円滑な運営のため議長としての重責を果たしてまいる所存でありますので、何卒、議員各位、理事者並びに職員の皆様におかれましても一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして議長就任のあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(北村利幸君) ここで、めでたく議長が決定いたしましたので、これをもちまして議 長を交代させていただきます。それでは、勝野富男議長、議長席にお着きください。

〔6番(勝野富男君)議長席登壇〕

日程第3 議席の指定

○議長(勝野富男君) それでは、私、勝野がこれから議事を進めてまいります。 日程第3「議席の指定」を行います。

ここで、お諮りいたします。ただ今の議長選挙により、指定しております議席のうち、1 番二條孝夫議員と、私、勝野の議席を入れ替え、他の議員の皆さんの議席の指定につきましては、ただいまご着席の仮議席を議席とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。

よって、議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。 それでは、ここで、暫時休憩といたします。

 休憩
 午前10時40分

 再開
 午前10時43分

追加日程 副議長辞職の件

○議長(勝野富男君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、北村副議長より辞職願が提出されました。

ここで、お諮りいたします。北アルプス広域連合議会会議規則第84条第2項に基づき、 副議長の辞職の件を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本件につきましては、北村利幸議員の一身上に関する案件でありますので、北村利幸議員の退席を求めることといたします。

[17番(北村利幸君)退席]

○議長(勝野富男君) それでは、事務局長に北村利幸議員の副議長辞職願を朗読いたさせま す。

事務局長。

- ○事務局長(上野法之君) 朗読いたします。辞職願、今般、一身上の都合により、副議長の職を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。平成29年5月18日北アルプス広域連合議会副議長北村利幸。北アルプス広域連合議会議長宛、以上でございます。
- ○議長(勝野富男君) お諮りいたします。北村利幸議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。

よって、北村利幸議員の副議長辞職を許可することに決しました。 ここで、北村利幸議員の退席を解きます。

[17番(北村利幸君)着席]

○議長(勝野富男君) ここで、私から北村利幸議員に申し上げます。 ただいま、副議長辞職の件は、許可することに決しました。 ここで、議会全員協議会開催のため、暫時休憩といたします。

> <u>休憩</u> 午前10時45分 再開 午前10時51分

追加日程 副議長選挙

○議長(勝野富男君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。ただいま、副議長が欠員となっておりますので、副議長選挙 を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、副議長 の選挙を行います。

お諮りをいたします。副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項 の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法につきましては、 指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと 思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。よって、議長において、指名することに決しました。

それでは、白澤富貴子議員をここで指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました白澤富貴子議員を副議長の当選人と定める ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました白澤富貴 子議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました白澤富貴子議員に、本席から副議長当選の告知をいたします。 ここで副議長に当選されました白澤富貴子議員のあいさつを受けることといたします。 白澤議員。

[11番(白澤富貴子君)登壇]

○11番(白澤富貴子君) 副議長に就任をさせていただきましたので、あいさつを申し上げます。

このたびは、議員の皆様からご推挙をいただき、私が広域連合議会の副議長に就かせていただくこととなりました。重さをひしひしと感じている次第でございます。

勝野議長のもと微力ではございますが、議長を支え円滑な議会運営に努め、北アルプス連携自立圏が目指す人口減少・少子高齢社会にあっても広域圏内の住民が安心して暮らせる地域づくりのために、副議長の職務を精一杯努めさせていただきたいと思っております。

議員各位、理事者並びに職員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが副議長就任のあいさつとさせていただきます。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(勝野富男君) 次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、広域連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において2番 高橋正議員、3番佐藤浩樹議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長(勝野富男君) 次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

会期は、会議規則第4条の規定により、会期の初めに議会の議決で定めることとされております。通常の場合は、事前に議会運営委員会を開催願い、審議の後、その結果を本会議にはかって決定しておりますが、この度は白馬村一般選挙後の初の議会でありますことから、そのような方法がとれません。よって、これより決定したいと思います。

ここで、お諮りいたします。本5月定例会の日程案は、お手元に配付の日程表のとおりであります。付議されました案件の内容を検討のうえ、本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。ここで議会全員協議会開催のため暫時休憩といたします。

<u>休憩 午前10時21分</u> 再開 午前10時40分

日程第6 常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任について ○議長(勝野富男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第6「常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任について」を議題といたします。常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会の所属は、広域連合委員会条例第6条の規定により議長が議会に諮って指名することになっております。

したがいまして、これより所属案を事務局長に発表いたさせます。 事務局長。

○事務局長(上野法之君) 所属案について、発表いたします。

まず、総務常任委員会委員でございます。1番勝野富男議員、3番佐藤浩樹議員、4番大和幸久議員、6番二條孝夫議員、8番那須博天議員、11番白澤富貴子議員、13番梨子田長生議員、14番北澤禎二郎議員、17番北村利幸議員、以上9名でございます。

続いて、福祉常任委員会委員でございます。

2番髙橋正議員、5番松島吉子議員、7番大厩冨義議員、9番和澤忠志議員、10番薄井 孝彦議員、12番佐藤節子議員、15番津滝俊幸議員、16番篠﨑久美子議員、18番横澤 かつ子議員、以上9名でございます。

次に、議会運営委員会委員の所属でございます。2番高橋正議員、8番那須博天議員、

11番白澤富貴子議員、14番北澤禎二郎議、17番北村利幸議員、以上5名でございます。 続いて、ごみ処理特別委員会委員でございますが、大町市及び白馬村より新たに広域連合 議会議員になられた1番勝野富男議員、2番髙橋正議員、3佐藤浩樹議員、7番大厩富義議 員、15番津滝俊幸議員、以上の5名でございます。

所属案についきましては、以上のとおりでございます。

○議長(勝野富男君) 各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所 属案は、ただいま事務局長が発表したとおりであります。

ここで、お諮りいたします。発表のとおり各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員は、発表のとおり決定をいたしました。

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

<u>休憩 午前11時18分</u> 再開 午後 0時07分

○議長(勝野富男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の開催結果を事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長(上野法之君) 各常任委員会並びに議会運営委員会及びごみ処理特別委員会の開催結果について報告をいたします。

総務常任委員会では、委員長に14番北澤禎二郎議員、副委員長には3番佐藤浩樹議員が 互選をされております。

次に、福祉常任委員会におきましては、委員長に18番横澤かつ子議員、副委員長には7番大厩富義議員が互選をされております。

次に、議会運営委員会では、委員長に8番那須博天議員、副委員長には2番高橋正議員が 互選をされております。

また、ごみ処理特別委員会では、委員長に2番高橋正議員、副委員長には15番津滝俊幸 議員が互選をされております。以上でございます。

○議長(勝野富男君) ただ今報告のとおり各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長が決定をいたしました。

ここで議会運営委員長から発言を求められておりますので、発言を許可することといたします。

議会運営委員長。

[8番(那須博天君)登壇]

○8番(那須博天君) 池田町議会選出の那須博天でございます。

先ほど開催いたしました議会運営委員会におきまして、委員長にご推挙いただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の円滑な議会運営にご協力の程、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議会運営委員会における審議の概要について報告をいたします。

本定例会に付議されております各議案につきましては、委員会に付託せず、本会議で審議の上、採決することといたします。一般質問につきましては、2名の議員から通告書が提出されております。また、本議会本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。議会運営委員会ではこれを了承しております。審議の概要は以上であります。よろしくご賛同の程、お願いいたします。

○議長(勝野富男君) ただ今の、議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はございますか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

なしと認めます。

ここで、お諮りをいたします。ただ今の議会運営委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会における各議案の委員会付託は省略し、本会議において採決することに 決定をいたしました。

ここで、昼食のため、1時まで昼食休憩といたします。

<u>休憩</u> 午後 0 時 1 0 分 再開 午後 1 時 0 0 分

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(勝野富男君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、議案の上程の前に、事務局長より発言を求められておりますので、発言を許可することといたします。

事務局長。

○事務局長(上野法之君) 資料の訂正をお願いいたします。冒頭にお配りしました議員名簿 に誤りがございました。松島吉子議員の住所等が誤っておりましたが、ただいまお配りしま した議員名簿が正しいものでございます。お詫びして、訂正を申し上げます。大変申し訳ご ざいませんでした。

以上でございます。

○議長(勝野富男君) それでは次に、日程第7「議案の上程、説明、質疑、討論、採決」を 行います。

はじめに、報告第5号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました専第14号北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項に基づき、4月3日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

今回の改正は、平成29年4月からの介護報酬の改定により、介護職員の処遇改善加算が 改正されましたことから、国の基準を準用して処遇改善加算を設定している、介護予防・日 常生活支援総合事業につきましても同様の改正が必要となったため、別表2の内容を改める ものでございます。

議案説明資料の1ページからの新旧対照表も併せてご覧ください。

処遇改善の内容につきましては、介護予防給付に準じて提供される、訪問型サービス相当 事業、訪問型サービスA型事業、通所型サービス相当事業、通所型サービスA型事業を対象 として、従来、所定単位数の千分の86を上限に4段階で設定されていたものを、千分の 137を上限に、5段階としてそれぞれ引き上げるものであります。

附則では、介護報酬改定に併せ、4月1日から適用するとしたものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本件について、ご質疑はありませんか。 大和幸久議員。
- ○4番(大和幸久君) 2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、この表中にあります介護処遇改善加算Ⅲというのがありますけど、これが新たに加わっているんですが、これの職員というのはどんな職員が対象になるんでしょうか。

それから2点目につきましては、こういった介護報酬の加算がですね、事業者の収益の方に回ってしまって、実際の職員に回らないというケースがないのかどうか、この効果の確認というのをどのような手法でするのか説明ください。

- ○議長(勝野富男君) 介護福祉課長補佐。
- ○介護福祉課長補佐(大塚裕明君) ただ今いただきました2点についてお答え申し上げます。 まず、1点目の処遇改善加算のIIIでありますが、こちらの方は、IIIが新しくできたというよりも、従来のIの上に新Iというかたちで引き上げの率が一番大きい137というのが新たにできたというふうにご理解をいただきたいと思います。

また、2点目につきましては、対象の職員については、それぞれ介護に当たる職員ということで限定がされておりますし、こちらの処遇改善加算については、それ以外の人に使うことが禁じられておりますことから、こちらの加算分については全て職員の処遇改善に反映されるというかたちで実施がされるものであります。

以上であります。

- ○議長(勝野富男君) はい、他に。大和幸久議員。
- ○4番(大和幸久君) 反映の確認手法というのはどのようなかたちで実際に行われるのでしょうか。
- ○議長(勝野富男君) はい。
- ○介護福祉課長補佐(大塚裕明君) 確認の方法につきましては、処遇改善加算についてそれ ぞれ事業所がどの単位の加算を申請するかということを、年度の当初ですね、4月からこちらの保険者の方に宛てて提出をいたします。で、その中で、どういったかたちでの処遇の改善の体系になっているのか、特に新しい改善の加算につきましては、キャリアパスと言いまして、勤務年数や資格等に応じた昇給の仕組みが確立されていることを条件に、設定を認めるようになっておりますことから、事前に受け付けた書類の中で、職員の勤務体制、また就業規則、また試験等も含めて第三者的な評価の基準を設けられているものを確認して、それぞれ所定の単位にあっているかということで、審査をさせていただいております。
- ○議長(勝野富男君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長(勝野富男君) 挙手全員であります。

よって報告第5号「北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の 一部を改正する条例制定について」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第6号を議題として、説明を求めます。 消防長。

〔事務局長 (細川隆君) 登壇〕

○消防長(細川隆君) ただいま議題となりました専第15号北アルプス広域連合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例制定について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月28日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

お手元に配付してあります議案説明資料により説明をいたします。

議案説明資料の4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。

4ページですが、新旧対照表の右側、改正前の条例は、全2条からなり、第1条で目的を記載し、第2条で大町市の条例によるものとし、条文内の「消防団員」を「消防吏員」に読み替える規定となっておりますが、一部、読み替え切れていないことから、市の条例を準用するのではなく、広域連合の条例として全部改正を行ったものでございます。

新旧対照表の左側、改正後をご覧下さい。第1条で目的、第2条では賞じゅつ金授与の要件、第3条は賞じゅつ金の種類及び金額、第4条では災害現場での殉職者に対する特別賞じゅつ金について、第5条では殉職者の賞じゅつ金授与の遺族の範囲を定め、第6条で、賞じゅつ金の授与にあたり、消防賞じゅつ金等審査会の審査を経ることを規定し、第7条は広域連合長に対する委任規定であります。

賞じゅつ金の種類、金額等については従前と変わるものではありません。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行し、平成29年3月5日以降に授与すべき事由の生じた賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金について適用するとし、本年3月5日に発生しました長野県消防防災へリコプターの墜落事故により、当消防本部から派遣しておりました、伊藤渉消防司令の殉職から適用するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本件について、ご質疑はありませんか。 大和幸久議員。
- ○4番(大和幸久君) この審査会の審査を経なければいけないという条項がありますけれど も、どんなメンバーによってどんな審査がされるのか。

もう1点は、この賞じゅつ金の金額というのはなにか参考になる基準等があるのかどうか、 説明ください。

○議長 (勝野富男君) 答弁を求めます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長(降籏寛次君) それでは質問にお答えいたします。

1番の賞じゅつ金の審査委員会の委員でございますけれども、条例の施行規則に定められております、代表副広域連合長、それから副市町村長会の会長、それから広域連合の事務局長、それから消防長、以上のメンバーとなっております。

続きまして、2番目の質問ですけれども、施行規則の方に定められております。 以上です。 ○議長(勝野富男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) この辺で質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本件を報告どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(勝野富男君) 起立全員であります。

よって報告第6号北アルプス広域連合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例制定については報告どおり承認されました。

次に、報告第7号を議題として、説明を求めます。 消防長。

〔消防長(細川 隆君)登壇〕

○消防長(細川 隆君) ただいま議題となりました専第16号 平成28年度北アルプス 広域連合一般会計補正予算第7号について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月 22日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするもの でございます。

今回の補正は、南部消防署浄化槽の経年劣化による汚水漏れが判明したことから、緊急 に改修工事を行う必要があったためでございます。

1ページをご覧ください。

歳出予算の補正、第1条「第1表 歳入歳出予算補正」は2ページに記載してございます。

なお、今回の補正は歳出のみのため、予算総額に変更はございません。

第2条「第2表繰越明許費」の関係ですが、3ページをご覧ください。南部消防署浄化 槽改修事業の年度内の完了が困難なことから、3百10万円を翌年度へ繰り越ししたもので ございます。

6ページ7ページをご覧ください。

款5項1目1常備消防費、節15工事請負費3百10万円の増は、南部消防署浄化槽緊急修繕の工事費であり、款8項1目1予備費から同額を減額するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本件についてご質疑はございますか。 大和議員。
- ○4番(大和幸久君) 経年劣化という説明だったんですけれども、310万円という金額では部分改修だと思うんですが、経年劣化であれば全面改修、この方がいいんではないかと思うんですけれども、その辺の検討はされたのかどうか。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。消防長。
- ○消防長(細川隆君) ただいまのご質問にお答えいたします。 改修工事でございますが、議員のおっしゃるとおり、全面改修ということで310万円。

つまり、既存の施設を使いながら新しいものを設置いたしまして、新設が完了したらつなぎ 替えをしたということで、310万円という予算でございます。

以上でございます。

○議長(勝野富男君) 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) お諮りいたします。この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(勝野富男君) 挙手全員であります。

よって報告第7号平成28年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第7号)は報告どおり承認されました。

次に、報告第8号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました専第17号平成28年度北アルプス 広域連合一般会計補正予算第8号について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月 31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでご ざいます。

1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ134万5千円を減額し、総額を15億9, 411万7千円とするものでございます。今回の補正は、事業の確定と計数整理が主な内容でございます。

次に8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1市町村負担金123万4千円の減のうち、地域振興事業費負担金は、平成27年度繰越明許費により事業を執行したため、平成28年度事業費を減ずるもの、土木事業費負担金は事業確定によるものございます。

款2、項2、目2消防手数料10万9千円の減は、危険物施設の設置・変更等の許可申請 と煙火消費許可申請の減によるものでございます。

次に、10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2、項1総務管理費では、目1一般管理費の60万円の減は、嘱託職員が年度中途で退職したための報酬の減であります。

目2財産管理費は、光熱水費の減、目3情報化推進費は、事業の確定による負担金の減であります。

目5企画費は、先ほど歳入のところでご説明申し上げましたが、平成27年度の繰越明許費で事業を執行したため、平成28年度予算を皆減するものでございます。

款3、項1、目1福祉施設等建設事業費22万3千円の減は、認知症グループホーム補助 金の交付確定に伴う不用額の整理であります。 款4、項1環境衛生費では、目1葬祭場費は、施設営繕のための修繕料100万円を計上 しておりましたが、大きな修繕がなかったことから全額減としております。

目2ごみ処理広域化推進費1千85万2千円の減のうち、節13委託料109万4千円の減は、白馬焼却施設解体リサイクル施設基本設計業務委託料の契約差金ほか、節19負担金900万3千円の減は、長野県職員派遣費用の確定によるものと、水道管布設負担金は、大町市上下水道課が繰越事業として整備を行っていることから、平成28年度分の負担金額の確定により減額するものでございます。

款5、項1、目1常備消防費は、光熱水費の減でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款6、項1、目1土木事業費は、節1報酬、節4共済費及び節7賃金については、勤務実績による精算の結果減額となったもの、節14使用料及び賃借料は、業務実績により減額となったものでございます。

款8予備費1,514万5千円の増は、歳入歳出の調整によるもので、29年度予算で繰越金として予算計上したもの以外は、29年度で市町村負担金の精算を予定しております。

14ページは、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本件についてご質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 (勝野富男君) 挙手全員であります

よって、報告第8号平成28年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第8号)は、報告どおり承認されました。

次に、報告第9号を議題として説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました専第18号平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ161万6千を減額し、総額を2億6, 348万6千円とするものでございます。

今回の補正は、実績による計数整理が主なものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1入所療養介護費収入381万6千円の減は、28年度5月、6月分の利用者減によるもので、挽回にむけて鋭意努力してまいりましたが、叶わず減額補正となったものでございます。

項2、目1短期入所療養介護費収入181万6千円の増、項2、目2通所リハビリテーシ

ョン費収入45万9千円の増、項4、目1特定入所者サービス費収入7万5千円の減は、利用者の増減に伴う実績によるものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出をお願いいたします。

款1、項1、目1介護老人保健施設事業費、節7賃金、83万円の増は介護員の産休代替 臨時職員4ヶ月分の賃金によるものでございます。

節11需用費、賄材料費51万9千円の減は、実績によるものであります。

節13委託料の180万円の減は実績によるもので、主なものは、大町病院への給食委託料142万5千円と産業廃棄物処理委託料の実績で、大規模な感染症等の発生がなかったことによるものでございます。

款2項1目1予備費ですが、歳入歳出の調整として6万6千円を減額しております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本件についてご質疑はございますか。 大和議員。
- ○4番(大和幸久君) 歳入の入所療養介護費収入の減381万6千円ですが、利用者減の主な要因について説明ください。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。 虹の家事務長。
- ○虹の家事務長(田中博充君) ご質問にお答えいたします。 5月でありますけれども、1日平均40.9人、利用率は81.8パーセント、6月が1日平均38.9人、利用率が77.8パーセントでございました。この原因につきましては、ちょうど冬期間の利用者が済んで、端境期と申しますか、利用が少なかったためのものでありました。本年は、そういったことを考慮いたしまして、ショートを中心にして進めるつもりでおります。以上です。
- ○議長(勝野富男君) 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長(勝野富男君) 挙手全員であります

よって、報告第9号平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正 予算(第6号)は、報告どおり承認されました。

次に、報告第10号を議題として説明を求めます。 事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました専第19号平成28年度北アルプス 広 域連合介護保険事業特別会計補正予算第5号について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いす

るものでございます。

1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、2,309万9千円を減額し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ、65億2,885万4千円とするものであります。 今回の補正は、事業の確定と計数整理が主な内容でございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料、1,651万円の増は、保険料の収納見込による増。款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金、款8繰入金などは、給付額の確定に伴うものでございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

款1総務費では、項3介護認定審査会費、80万円は手数料の減。項6保健福祉事業費、310万円の減は、介護保険利用者を対象とした負担軽減策の確定によるものであります。 款2、保険給付費、1億1,608万6千円の減は、保険給付費確定に伴う補正でございます。

介護給付費減の主なものは、項1、目1、居宅介護サービス給付費の2,177万3千円の減。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 2、項 1、目 5、施設介護サービス給付費の 3, 7 1 6 万 4 千円の減となっております。 2 0 ページ、 2 1 ページをご覧ください。

款 2、項 2、目 1、介護予防サービス給付費の 1, 6 3 9 π 5 千円の減など、保険給付費の伸びが見込みを下回ったものであります。

少し飛びますが、28ページ、29ページをご覧ください。

款3、項1、目1、基金積立金は、9,413万2千円の増。これは、介護給付費の確定に伴い、公費負担分の国庫負担金、県費負担金、支払基金交付金が3千900万円ほど多く交付されたものを保険給付費に充当しましたことから、その分の保険料が基金積立となり、平成29年度において、それぞれ償還する予定でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本件についてご質疑はございませんか。 大和議員。
- ○4番(大和幸久君) 今の説明で、大幅な減額3カ所ほどあったんですが、それが、サービス給付の伸びが予定を下回ったという説明だったのですが、この主な要因というのはどんなところにあるのでしょうか。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。介護福祉課長補佐。
- ○介護福祉課長補佐(大塚裕明君) 介護給付費が下回った主な要因といたしましては、給付の確定まで、4号補正の段階で給付の見込み等を立てておったわけですが、今回の給付につきましては、介護保険の事業計画に基づいて、高齢化の伸び等を考慮して、一定の、平均で言えば6パーセント程度の需要の伸びを予測して予算を計上してまいりました。ただ、冬季の利用の部分につきましても、例年の推移と併せて需要の予測をしておったわけですが、要因といたしまして、在宅の方につきましては、軽度の認定の方の利用が増えているようなこ

とが主な要因でもありますし、施設の利用の方につきましては、冬季の利用の中で、死亡転 出等、まあ死亡等によっての入退所の部分で、当初の予測よりも需要が伸びなかったという ことが主な要因かと考えております。

○議長(勝野富男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) お諮りいたします。この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 (勝野富男君) 挙手全員であります

よって、報告第10号平成28年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第5号) は報告どおり承認されました。

次に、報告第11号を議題として説明を求めます。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました専第20号平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。

事務局長。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ160万円を追加し、総額を2億6,109万円とするものでございます。

今回の補正は、事業確定による計数整理が主な内容でございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1鹿島荘負担金160万円の増は、市町村からの委託によります生活短期 宿泊事業負担金で、利用が冬場の11月から3月に増加したことにより110万円の増、老 人保護措置費負担金では障害者加算の増などにより50万円の増とするものであります。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1管理費80万円の減は、節11需用費におきまして、支援員などに貸与しております作業服の購入差額などにより、消耗品費を30万円減額、節12役務費におきまして、職員健康診断手数料の減などにより、手数料を20万円の減額、節13委託料を除雪業務の減などにより30万円を減額するものです。

款 1、項 1、目 2 生活費 7 0 万円の減は、前半例年よりおだやかな冬となったことから、節 1 1 需用費の燃料費で 2 0 万円の減額、光熱水費で 5 0 万円の減額とするものでございます。

款3予備費は、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本件についてご質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 (勝野富男君) 挙手全員であります

よって、報告第11号平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正 予算(第4号)は報告どおり承認されました。

続いて、議案第15号「監査委員の選任について」を議題とします。

本案は、二條孝夫議員の一身上に関する案件でありますので、二條孝夫議員の退席を求めることといたします。

[6番(二條孝夫君)退席]

- ○議長(勝野富男君) それでは、事務局長に本案の朗読をいたさせます。 事務局長。
- ○事務局長(上野法之君)

朗読いたします。議案第15号監査委員の選任について、次の者を北アルプス広域連合監査委員に選任したいので、北アルプス広域連合規約第16条第2項の規定により議会の同意を求める。平成29年5月18日提出、北アルプス広域連合長名。

記、住所大町市大町5318番地4、生年月日昭和31年10月12日、

平成29年5月18日提出、北アルプス広域連合長名。

略歴等につきましては次のページに記載してございますが、朗読は省略させていただきま す。以上でございます。

○議長 (勝野富男君) 次に、提案理由の説明を求めます。 広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

- ○広域連合長(牛越徹君) ただ今、議題となりました監査委員の選任につきましては、二條 孝夫議員を選任いたしたく、提案理由のご説明を申し上げます。
 - 二條孝夫議員は、長年の議会経験を有し、大町市議会副議長及び議長を歴任されました。 この間、全国市議会議長会の産業経済委員会委員に就任されるとともに、当広域連合議会議 長もお務めいただきました。

地方自治、地方行財政に明るく、人格高潔にして高い見識を兼ね備えた適任者であります。 よって、ここにご提案いたしますので、よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(勝野富男君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いた いと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

二条孝夫議員の北アルプス広域連合監査委員の選任について、本案に同意する方の起立を 求めます。

(起立全員)

○議長(勝野富男君) 起立全員であります。

よって、二條孝夫議員の、北アルプス広域連合監査委員の選任については、同意すること に決定をいたしました。

ここで、二條孝夫議員の退席を解きます。

[6番(二條孝夫君)着席]

○議長(勝野富男君) ここで、二條孝夫議員に申し上げます。

ただいま、北アルプス広域連合監査委員の選任については、同意することに決定をいたしました。

次に、議案第16号財産の取得についてを議題とし、提案理由の説明を求めます。 消防長。

「消防長(細川 降君)登壇〕

○消防長(細川隆君) ただいま議題となりました議案第16号財産の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する 市町村の例によるものとする条例により、その例とされる大町市議会の議決に付すべき契 約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上の財 産取得の場合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものであ ります。

お配りしてあります議案説明資料も併せてご覧ください。

現在、北部消防署に配備しております救急車は、平成18年度に導入したものであり、 11年が経過し、走行距離も26万キロを超え、車両本体はもとより、搭載されている医療機器の性能低下や部品交換に苦慮しておりましたことから、今回更新をするものであります。

取得物件は、高規格救急車1台であります。この車両は、高度救命資機材を搭載しており傷病者にあった救命処置が行えるとともに、高度な救急処置にも威力を発揮する車両であります。

契約方法は、指名競争入札として2社を指名し、5月10日に入札を行いました。その結果、3,297万8千490円で長野市の長野トヨタ自動車株式会社特殊法人営業部第1課と5月11日付で仮契約をしてございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上ご可決くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本件についてご質疑はございませんか。 大和議員。
- ○4番(大和幸久君) 指名対象業者というのは、確かこの2社しかないというふうに、前、 説明を聞いたことがあるんですが、それ以外の指名業者も加えることが可能なのかどうか、 説明いただきたいと思います。

2点目については、確か私の記憶では、この2社が交互に、過去の実績では納入している というふうに記憶しているんですが、経過についてはその記憶で間違いないかどうか、確認 をお願いします。

- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。
- ○消防本部総務課長(降籏寛次君) ご質問にお答えいたします。1番についてのご質問ですけれども、現在、長野県の中に、この高規格救急車を取り扱っているのが2社でございます。 メンテナンスの点等を考えますと、この2社でよいと思っております。他の業者は入れないということでございます。
- ○議長(勝野富男君) 消防長。
- ○消防長(細川隆君) ただいまの課長の答弁に補足をさせていただきますが、なぜ2社かということによりますと、高規格救急車は特殊な車両でございます。先ほどご説明申し上げましたように、高度な医療器具を搭載する備装を施さなければなりません。このため、当時は薬事法でした。現在、薬事法が、法律名が変わったんですが、この法律によって医療器具の販売許可を得た業者でなければ高規格救急車を販売することができないとされておりますことから、この2社ということに限定されるものであり、他に参入する余地がないということでございます。

次に、二つ目の質問でございますが、交互に導入が行われているのではないかというようなご質問でございましたが、当消防本部に高規格救急車5台あります。10年を経過したものに対して更新をするということで、近年では、27年に大町消防署の高規格救急車を更新させていただきました。これにつきましては、ご指摘のとおり2社のうちトヨタ自動車が落札したということ。その前が、23年が、これは南部消防署の関係ですが、これは日産自動車。その前が、19年になりますが、トヨタ自動車ということで、決して2社で交互に納入をしているということではなく、適正な競争入札が行われているものと思慮されます。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 他に。大和議員。
- ○4番(大和幸久君) これはもう広域連合長の見解というか、を伺っておきたいんですが、極めて特殊な条件でありますので、いわゆる、世に言う談合等がですね成立しやすい可能性があると。こういった環境をやっぱり公正な自由な競争環境を確保するというのが広域連合長の第一義の任務であると思いますので、そういった視点からですね、なんとかそういったことのないような工夫等をしていかなければいけないということもまた一つあると思うんですが、その辺について基本的な考え方と今後の対応の仕方について、見解だけお聞きしたいと思います。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。広域連合長。
- ○広域連合長(牛越徹君) まず、広域連合、地方公共団体の行う特に入札については、公平、公正、そして厳正をモットーとするものであり、また議員のご指摘のとおりであります。この案件につきましては、先ほど、消防長及び総務課長から答弁がありましたように、やはり、まず公平公正に選ぶ中で、免許事業ということで、県内には2社しかない、ということはまずご理解いただけると思います。では、県外も含めてどうかということについては、正副連

合長会議でも同じ質問が出ております。それにつきましては、やはり将来のメンテナンス、 日常のメンテナンスを考えた場合にはやはり県内の業者に頼らざるを得ないというのが現実 でございます。もちろんこれは特殊な車両ですので、競争が働くような、何社もこうした事 業に参入することが望ましいわけですが、現在のところこのような状況にあることをご理解 いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長(勝野富男君) 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。 討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) 討論なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第16号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 (勝野富男君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました議案第17号北アルプス広域連合職員 の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

特殊勤務手当の見直しについては、管内の状況や他の広域連合では、見直しが進み、毎月定額支給する形から、事象が発生した場合に支給する例が中心となっていることから、職員組合との協議を進めてまいりました。

職員組合とも合意に至りましたことから、特殊勤務手当の見直しについて条例改正の提 案を行うものでございます。

議案説明資料の6ページの新旧対象表により、説明を申し上げますのでご覧ください。

第3条、特殊勤務手当の種類でありますが、第1号の福祉現業手当を福祉業務手当と名称を改め、新たな手当として第1号の次に、第2号夜間看護等手当、第3号として感染症防疫手当を加え、改正前の第2号以下を2号ずつ繰り下げるものでございます。

第5条は見出しを福祉業務手当に改め、毎月定額支給であった手当を、施設利用者が死亡した場合に、その死後処置や納棺等の業務を行った場合に支給するものとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第6条は夜間看護等手当で、支給対象者を人事院規則で定められている看護師等の医療

職に介護職を加え、午後10時から翌朝5時までの深夜に勤務した場合の手当を新たに追加したものでございます。

第7条の感染床防疫手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条第1項に定める感染症、例えば、インフルエンザ、ノロウィルス等の感染症の患者 の看護や汚物処理などの業務に直接従事した場合に支給するとしたものでございます。

第8条から第14条までは、改正前の第6条以下を2条ずつ繰り下げ、第13条見出し を委任に改めるものですあります。

8ページをご覧ください

別表では特殊勤務手当の種類、区分、金額、対象職員を定めておりますが、福祉現業手 当を福祉業務手当に改め、夜間看護等手当、感染症防疫手当を追加したものでございます。 附則につきましては、施行期日は29年6月1日からとするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本案についてご質疑はありませんか。 大和議員。
- ○4番(大和幸久君) このいろいろな手当額のですね妥当性について、類似施設等との比較ではどのような結果になっているのか、説明いただきたいと思います。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。事務局長。
- ○事務局長(上野法之君) それぞれの手当の額でございますけれども、夜間看護等手当につきましては、県内の同種の施設における介護員の手当状況を調査のうえ木曽広域等同等の人口規模のところと比べて、同等程度のものとしたものであります。

また、感染症防疫手当につきましては、管内の市町村で設定しております感染症防疫手当を参考にして決めたものでございます。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 他に。 大和議員。
- ○4番(大和幸久君) 労働組合との合意も得ているという話でしたが、労働組合側では何か 意見等あったのでしょうか。であったとしたら説明いただきたいと思います。
- ○議長(勝野富男君) 事務局長。
- ○事務局長(上野法之君) ただいまのご質問にお答えいたします。

組合側と話をする中では、見直しの必要性については理解をいただいたところでございます。ただ、その見直しの必要性については理解できるけれども、管内の市町村で条例化されている手当、また、県下広域連合等で行われている施設の介護員等に対する手当で、当北アルプス広域連合で手当がないものについては新たに設けてほしいということがありまして、今回二つの手当を追加したものでございます。

以上でございます。

○議長(勝野富男君) 他に、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) この辺で質疑を終結することに、ご異議ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) ○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(勝野富男君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号北アルプス広域連合基金条例の一部を改正する条例制定を議題とし、 提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました議案第18号北アルプス広域連合基金 条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付してあります、議案説明資料<u>9</u>ページの新旧対照表を併せてご覧ください。 今回の一部改正は、介護保険給付準備基金に係るものであります。

介護保険給付準備基金につきましては、負担する保険料の剰余金を準備基金に積み立てること。介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩すほか、各年度の公費負担分の交付額決定額が交付基準額を下回った場合に、翌年度に事業費の精算が行われるまでの間、基金からの繰入れを行うなど、財政調整のため、積立て、取崩しを行うものであります。

今回の改正は、平成29年4月から導入されました介護予防・日常生活支援総合事業において、従前、介護給付費に計上しておりました介護予防訪問介護、介護予防通所介護の給付費を地域支援事業費に計上しておりますことから、介護給付費と同様の取り扱いが必要となるため、別表に記載されております介護保険給付準備基金を処分きる場合の事業費に、地域支援事業費を加えるものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げま す。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本案についてご質疑はございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(勝野富男君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号を、原案のとおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(勝野富男君) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第1号)についてを議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました議案第19号平成29年度北アルプス 広域連合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出総額にそれぞれ、6, 931万2千円を追加し、総額を52億6, 209万1千円とするものでございます。

今回の補正は、県の補助金を得て新たに北アルプスエコパーク周辺でかんきょうサポーター協働事業を実施するための経費、白馬リサイクルセンターの実施設計委託料と工事請負費の増額、県航空隊派遣の消防職員の殉職に伴う賞じゅつ金などが主なものでございます。

8ページ、9ページ、歳入をご覧ください。

款1、項1、目1市町村負担金、7,509万3千円の増は、説明欄に記載の各事業の市町村負担金の増でございます。

款4、項3、目5衛生費県補助金、69万3千円の増は、エコパーク周辺に野鳥の巣箱を 取り付けるかんきょうサポーター協働事業に県の地域発元気づくり支援金の採択をいただき ましたことから、申請事業費の4分の3を計上しております。

款8、項1、目1雑入は、県航空隊派遣職員に係る給与費等繰入金の減でございます。 10ページ、11ページ、歳出をご覧ください。

款2、項1、目1一般管理費では、公会計制度に係る財務書類の作成について、当初予算では、公会計システムを導入し、職員自ら運用することを計画しておりましたが、職員体制が整わないことから、使用料から委託料に付け替え、外部委託により実施したいための補正したものでございます。

款4、項1、目2ごみ処理広域化推進費5千58万6千円の増は、かんきょうサポーターの活動として、源汲の建設地周辺の林に野鳥の巣箱と松枯れ軽減策としてアカゲラ誘致のための巣箱設置を計画し、県の地域発元気づくり支援金の要望を行ったところ、一部採択となったもので、節11需用費では、野鳥用巣箱購入費3万8千円、節12役務費では、アカゲラ用巣箱の製作と活動内容などの掲示板作成費用として48万8千円、節18備品購入費では、巣箱設置作業と観察用の備品40万円を計上しております。

白馬リサイクルセンターの事業費につきましては、お手元に配布してあります議案説明資料も併せてご覧ください。

当初予算では、基本設計を進める段階でありましたことから、概算として事業費を計上しておりましたが、基本設計が3月にまとまり、最終的な施設規模が確定いたしました。基本設計の概要につきましては、後ほど全員協議会におきましてご説明させていただきますが、2村から出される資源物量の調査を行うとともに地元住民の皆様のご意見を受け、来場者の利便性に配慮し、ストックヤード棟では議案説明資料の現況平面図の赤塗部分につきまして、冬期間の積雪を考慮し下屋を設けることとしたほか、ストックヤード棟の東側、図面で右側となりますが、可燃ごみ受け入れのためのパッカー車待機所を設けることといたしましたことから、節15工事請負費は4, 272万3千円の増、及び、これに伴いまして、節13委

託料では、実施設計業務委託料594万円の増額を計上しております。

節19負担金では、本年度の水道管布設負担金として99万7千円を計上しております。 款5、項1、目1常備消防費1,615万2千円の増額は、節2の給料を543万3千円減額と、節3の職員手当等を361万5千円減額するもので、内訳としましては、航空隊派遣職員と早期退職者の2名分の給料と手当でございます。

また、節8の報償費では、航空隊派遣職員の殉職者賞じゅつ金2,520万円を増額した ものでございます。

款8予備費は、歳入歳出の調整でございます。

12ページから14ページまでは、今回の補正に伴う給与費明細書、15ページは、同じく市町村負担金の集計表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本案について、ご質疑はございませんか。 大和議員。
- ○4番(大和幸久君) ごみ処理施設、白馬のリサイクルセンターの関係ですが、委託料、工事請負費と大幅な増額だと思います。当初予算から何パーセントそれぞれ増額になっているのか説明ください。

それから、当初予算の積算の段階ではですね、コンサル等の助言等も受けて専門的な助言 もあったかと思うんですけれども、こういうふうに大幅な見込みの違いというものはなぜな のか。連合長のあいさつの中ではですね、排出される資源物量を調査した結果、または地元 住民の意見を聞いた結果というようなことも説明されているわけですが、具体的にこういっ た内容が、この増額にどのように結びついているのか説明いただきたいと思います。

それから、造成工事と建設工事を分割して発注する方が円滑になるという説明もされていますけども、具体的にどのような効果があるのか詳しく説明いただきたいと思います。

○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。

施設整備推進係長。

○施設整備推進係長(鷲澤久志君) ただ今のご質問に対しましてお答え申します。

上昇した率ですが、建設工事費につきましては20パーセント、実施設計につきましては210パーセントの増となっております。

次に、見込み違いは何かというご質問だったんですが、当初、白馬リサイクルセンターにつきましては大町市のストックヤードであります大町リサイクルパークを施設として想定しておりまして、そのストックヤード棟の一部に可燃ごみの受け入れ場所を想定しておりました。また、直接搬入の方法につきましても、大町リサイクルパークのように利用者は駐車場を利用して自らが資源物を施設へ搬入するということを想定しておりましたが、白馬村、小谷村の直接搬入では、資源物の搬入につきまして、やはり事業者が多いということで、資源物を持ちこむ量も多いということで、車に積んだままヤードへ持ち込むというような方式となりました。この直接搬入の違いから、ストックヤードの周囲に車路が必要となりましたとともに、受入ヤードのある南北側の車路につきましては、やっぱ降雪量が多い地域でありまして、住民の皆さまから屋根があった方がいいのではというようなご意見がございました。また、可燃ごみの受入施設につきましては、降雪とともに、やっぱ可燃ごみでございますので、臭いを懸念するご意見がありまして、できるだけ民家から離れたストックヤード棟の東

側にしてほしいというようなご意見があったため、そちらの方にパッカー車待機所を設けることとしました。このため、可燃ごみの受入場所を含めまして、当初建築面積600平方メートルを予定していたものが、基本設計では総建築面積が1,047平方メートルとなったものでございます。

それと、分割発注につきましては、この施設、来年の8月に稼働を予定しておりまして、また、現地は森林というか林でございますので、造成工事が必要となります。積雪後では造成工事ができないということになってしまいますので、造成工事につきましては積雪前までに終わらして建設工事に取り掛かりたいということを考えまして、分割発注も考慮しているということになります。

以上です。

○議長(勝野富男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(勝野富男君) この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。
- ○議長(勝野富男君) ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。 討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝野富男君) 討論なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の 方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(勝野富男君) 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

ここで、2時20分まで休憩といたします。

<u>休憩</u> 午後2時07分 再開 午後2時20分

日程第8 一般質問

○議長(勝野富男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程第8「一般質問」を行います。質問通告者は2名であります。

よって、2名の質問を行いたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

では、これより質問に入ります。

質問順位第1位、13番梨子田長生議員の質問を許します。

梨子田長生議員。

[13番(梨子田長生君)登壇]

○13番(梨子田長生君) こんにちは。通告に従って順次進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1項目目の北アルプス連携自立圏事業、8分野17事業の中で、若者交流・結婚支援についての考え方、取組み、他の自立圏との交流について伺います。2項目目は、介護予防日常

生活支援総合事業について、訪問型B、D、また、通所型B型の進捗状況、課題、また、要支援、要介護認定の流れを伺います。3項目目は、救急車の利用について、年間出動数、出動依頼の内容を伺います。

1項目目の、人口減少社会、少子高齢化と言われる現代において、最重要事業のひとつと考えます。決定的な、こうすれば、このようにしたらというのが見つからないのが現状かもしれませんが、北アルプス連携自立圏事業の若者交流・結婚支援事業について伺います。企画の際の基本的な取組みの考え方はどうでしょうか。今後の具体的な取組みはどうか。今後の他の自立圏や自治体との交流の考え方はどうでしょうか。お答えを願います。

○議長(勝野富男君) 質問が終わりました。

梨子田長生議員の持ち時間は、残り37分であります 梨子田長生議員の質問に対する答弁を求めます。 広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) 北アルプス連携自立圏の若者交流・結婚支援の事業についてのご 質問に、順次お答え申し上げます。

はじめに、企画にあたっての基本的な考え方についてのお尋ねでございます。

当圏域の人口は、平成13年以降減少の一途を辿っており、出生数と死亡数の差であります自然増減をみますと、平成10年以降出生数を死亡数が上回る自然減が続いており、また、昨年1年間の出生数は293人と、10年前の約6割に止まっております。

人口減少の大きな要因の1つであります少子化は、未婚率の上昇と晩婚化の影響が大きいと言われ、まず結婚を望む方の希望をかなえるということが重要であると考えております。

また、全国的な未婚者の傾向として、国立保障・人口問題研究所が行っている出生動向 基本調査によりますと、結婚できない理由は、18から24歳、25歳から34歳、35 歳から39歳の各年齢階層に共通して、男性、女性とも、適当な相手にめぐり会えないと いうことを一番の要因に挙げており、それぞれ約半数の方が出会いの機会を理由にしてい るということから、出会いの機会を拡充することが重要だと考えられます。

大北5市町村では、昨年3月に連携協約を締結し、北アルプス連携自立圏を形成したところございます。

この連携自立圏では、圏域における課題の解決に向けて、各市町村におきましても総合 戦略を核とした取組みを推進するとともに、「新たな広域連携による地域力の向上と、経 済・生活圏の形成」を5市町村共通の戦略として総合戦略に位置づけ、個々の資源を活か しながら連携して取り組むこととしております。

中でも、若い世代の結婚の希望をかなえる若者交流・結婚支援は、最優先課題と位置づけ、初年度の昨年度では、若者交流イベントを実施いたしました。

結婚に向けての直接の支援としましては、県が実施した大北地域における結婚支援のニーズ調査において、未婚の男女では「婚活」や「お見合い」という言葉に対するアレルギーが強いという結果もありますことから、結婚というものをあまり強く前面に出さない形で出会いの場の創出を図ったところでございます。

こうした観点から、イベントの実施にあたりましては、圏域の若者12人からなる実行

委員会を組織し、若い皆さん自らの若々しい発想を活かした企画により事業を実施しております。

今後も連携自立圏事業として、こうした若者自らの発想を活かし、若い世代皆さんの期待や要望に沿った若者交流や結婚支援の取組みを展開してまいりたいと考えております。

次に、今後の具体的な取組みについて、お尋ねにお答えします。

若者交流イベントの開催は、大町市が事業の主体となり、事業費を5市町村で負担する連携事業として、圏域の若者による実行委員会が中心となり、実施しております。具体的には、昨年度、若者交流イベントとして「山麓クリパ」と銘打ち、クリスマスシーズンの12月10日に、大町市内において開催し、男女合わせて105人が参加しました。この開催後に行った参加者へのアンケート調査では、「大変満足した」、又は「満足した」が8割を超えており、その後スキーに一緒に出かけた、飲み会を行ったなど出会いのきっかけとなった、との声が寄せられております。

この他の事業としまして、5市町村が創意工夫を凝らし、圏域の若者を対象に、各市町村を主体として、地域毎の特性に合わせた若者交流・結婚支援事業を実施しており、昨年度では、「FM長野合コン大作戦」をはじめ、スポーツ交流会、雪上運動会、若者交流会など多くの交流イベントを開催し、合わせて773人が参加するなど、多くの若者が交流を深めております。

本年度におきましては、引き続き若い世代の発想を活かし、実行委員会を中心に、多くの若者が集い交流を深める「山麓クリパ」の開催に加え、地域の魅力を活かしたグリーンシーズンの、スポーツやキャンプなどの若い世代に人気のあるイベントの実施も検討しております。

また、若者交流イベント以外にも、結婚支援に繋がる取組みとして、市町村及び北アルプス地域振興局、広域連合の担当課長等からなる若者交流・結婚支援部会において、未婚者が結婚に向かって踏み出すきっかけになる事業などについて、さらなる協議を進めることとしており、各市町村と調整のうえ、協議の整った事業から順次実施に移してまいります。

次に、3点目の、今後の他の自立圏や自治体との交流についてのお尋ねでございます。 結婚に関しては、個々人の意識や時代背景の変化から、刻々と状況が変わってきております。恋愛結婚と見合い結婚の構成比を見てみましても、戦前には約7割を占めていた見合い結婚は一貫して減少を続けており、昭和40年頃には恋愛結婚との比率が逆転し、現在では9割以上が恋愛結婚となっております。こうしたことから、異性と出会う機会をより多く設けることが、結婚へ繋がる第一歩となるものと考えております。

しかし、一方で、居住地の市町村が実施する若者交流イベントには、知り合いの参加者 や周囲の目もあり、抵抗感があるという意見もあると聞いております。

そのため、他の地域との交流も視野に入れ検討してまいります。

また、今後の若者交流イベント等の告知にあたりましては、交流の範囲を圏域外にも拡大するという視点から、若い世代の利用率が比較的高いフェイスブックなどのSNSも活用して、情報を広く発信し、広範囲から参加者を募集し、事業の効果を高めるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、若者交流事業の実施にあたりましては、結婚に繋がる交流に止まらず、若者同士

の交流を通じてこの地域に住んでいて良かった、あるいは住み続けたいと思える定住の動機付けにもつながるよう交流の機会を充実させ、地域の活性化にも繋げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。梨子田議員。

○13番(梨子田長生君) しっかりと、取組み、考え方、お聞かせいただきました。大変ありがとうございます。

その取組みの中で、28年度にですね、タイプ I 連携事業と、タイプ II 個別事業と、この成果はいかがだったでしょうか。お答えいただけますか。

○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。

総務課長補佐。

○総務課長補佐(小川浩幸君) 若者交流イベントの改正事業の成果ということでお答えをさせていただきます。

山麓クリパ、タイプ I の方でございますが、先ほど連合長の答弁で申し上げたとおり、その後いろんな出かけるきっかけになったとか、そのようなアンケートの回答は来ているんですが、具体的にまだ交際につながったとか、そこまでの声は今のところ寄せられておりません。それとあと、タイプ II の方の事業で、大町市の方で行いました F M 長野合コン大作戦の実施については、男性 4 3名、女性 3 8名参加しまして、カップルが 6 組成立したと聞いております。それ以外のタイプ II の事業でも、参加者 7 7 3名合計でありました。各市町村に伺う限り、成果の方、カップルまでちょっとなかなかその後つながったかどうかというのが計りづらいというようなこともありまして、具体的なカップルの成立までは把握しておりません。

以上です。

- ○議長(勝野富男君) 他にありませんか。 梨子田議員。
- \bigcirc 1 3番(梨子田長生君) 特にありません。第一問目の質問はこれで終了いたします。 次に、二項目目の質問をさせていただきます。

複雑な幅広い事業になっているために、わかりにくい面はございますが、まず、松川村で、 議会、村民に対して説明会を行っていただき、大変感謝しております。ありがとうございま した。

そこで、介護予防・日常生活支援事業総合事業について伺います。

まず、平成29年度中に整備となっている箇所がございますが、訪問型のBとD、通所型のBの現在の状況はどうなっているか。2番目に、全般的にどういう課題があるか。3番目に、要支援、要介護認定の流れの説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。事務局長。
- ○事務局長(上野法之君)

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) 介護予防・日常生活支援総合事業のお尋ねに順次お答えをいたし

ます。

はじめに、B型及びD型サービスの状況についてお答えをいたします。総合事業におきましては、介護予防事業、介護予防給付に加え、多様なサービスとして、新たにボランティアやNPO、地域住民等が実施するサービス等のB型、D型及び生活支援サービスがございます。

B型、D型サービスの種類につきましては、介護保険に準じて事業者により提供されるサービスと同様に、ボランティア等が家庭を訪問して行う「訪問型サービス」と、地域の集会施設等を活用して行う「通所型サービス」の2種類があります。

この、多様なサービスは、地域で高齢者の支援を行う自主活動を行う団体等を、介護保険制度として支援していくものであり、活動の普及に合わせ、そのニーズも徐々に増加していくものと考えております。

現在、多様なサービスへ移行可能な住民主体の活動としましては、訪問型、通所型合わせて、5市町村内で22団体程度把握しております。一方で、実際のサービスの実施におきましては、国の指針により、実施主体への補助により行うものとされ、加えて、サービス提供等は、保険者が行う所定の研修修了者が広域連合の定める基準に適合する内容で実施することとされております。

こうしたことから、事業への移行や新規立ち上げの支援を目的として、昨年度、事業実施に必要な知識などを学ぶ養成研修を大町市と池田町を会場に開催しており、5市町村から80人が研修課程を修了されました。このうち、B型研修の修了者は56人で、全体の7割を占めております。介護保険広報紙「井戸端かいご4月号」でもお知らせいたしましたが、松川村においては、研修修了者が中心となり、住民主体の実践活動も始まるなど、地域の皆さんの支え合い活動に対する関心の高さを改めて認識したころであります。

本年度におきましては、担い手の育成推進とともに、市町村の実情に合わせ、補助金交付要綱等の支援制度を確立し、実施体制を整備するなど、できるだけ早期に、地域支え合い活動を中心とした生活支援体制の構築に努めてまいります

次に、総合事業の実施にあたっての課題についてお答えをいたします。

平成27年度から導入された総合事業は、本年4月より全国の保険者で実施されており、事業の実施に伴う様々な課題も出されているところであります。全国的な傾向として課題の主なものは、総合事業では、地域の実情に応じて国の定める報酬単価以下で設定する基準を緩和したサービスの担い手となる事業者が確保できないこと。また、B型、D型、生活支援サービス等、多様なサービスの担い手不足や、事業の対象者が介護保険の認定申請を必要としない元気高齢者に拡大されることに伴う、地域包括支援センターの事務量の増大等が挙げられておりました。当広域連合におきましては、2年間設けられました経過措置期間を導入準備の期間として、先行自治体の課題等を踏まえて準備を進めてまいりましたことから、制度移行に伴う大きな混乱を招くことなく、比較的円滑な移行ができたものと考えております。

しかしながら、総合事業は、広域連合が実施する介護予防サービスとして、従来から市町村がそれぞれ実施してきた介護予防事業と、多様なサービスとしてボランティアや地域団体等が行う支え合い活動の、従来別々に実施されてきたサービスを、一体的な事業として実施していくこととなります。

総合事業の趣旨は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市町村の実情に応じ、必要なサービスを保険者の創意工夫によって実現できる制度とするものであります。 一方で、広域連合の介護保険は、同じ保険料の負担で、同じ水準のサービスを提供することを理念としておりますことから、相反する二つの理念を保険者として両立していくことが広域連合の課題と考えております。

次に、要介護・要支援認定の一連の流れについてお答えをいたします。

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態になった場合や、 家事や身支度等の日常生活に支援が必要となり、特に介護予防サービスが効果的という状態になった場合に、必要度合いに応じた介護サービスを受けることとなります。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度を判定するのが要介護認定であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みとなっております。

要介護認定は、まず、広域連合の認定調査員による心身の状況調査と、主治医の意見書に基づくコンピュータ処理による一次判定を行います。次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づく二次判定を行います。

この二次判定結果に基づき、広域連合が申請者についての要介護認定を行い、介護度が決定されるということになります。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。梨子田議員。
- ○13番(梨子田長生君) 特にありません。これで、この質問を終了します。 3項目目の質問に入りたいと思いますが、救急車の利用について伺います。北アルプス広域、大町、北部、南部の消防署の年間の出動数はどのくらいありますでしょうか。そしてまた、出動依頼の内容ですね。年代とか、内容とかどうなっているか、お答えいただきたいと思います。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。

消防長。

〔消防長 (細川隆君) 登壇〕

○消防長(細川隆君) 救急車の利用についてのご質問に、順次お答えいたします。

はじめに、救急車の出動件数につきましては、昨年1年間では、当広域消防3消防署全体で3,379件でありました。

平成25年からは、毎年3,000件を超える出動状況となっております。

消防署別の出動割合を、過去5年間で見ますと、大町消防署が48パーセント、北部署では28パーセント、南部署では24パーセントとなっております。

次に、出動要請の内訳につきまして、昨年の状況からお答えいたします。

まず、救急搬送の年代別の内訳につきましては、65歳以上の方の搬送が2,113人で約65パーセント、18歳以上65歳未満が906人で約28パーセント、18歳未満が232人で約7パーセントとなっております。また、出動要請の内容につきましては、急病の要請が56パーセント、次いで、ケガなどの一般負傷が20パーセント、次に交通事故が6パーセントとなっております。全国統計を見ましてもおおむね同様の傾向となっておりま

す。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。 梨子田議員。
- ○13番(梨子田長生君) それにつきましてですね、救急車で運ばれる方の、外国人の対応はどのようになっているかちょっとお伺したいんですが。よろしくお願いします。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。通信指令室長。
- ○通信指令室長(西沢守君) 外国人の対応についてお答えいたします。

消防本部では、日本語以外による119番通報に対応するため、平成27年から多言語通 訳サービスを委託して運用してまいっております。

毎年、特に海外からスキー客が多く訪れる12月から3月に多くの通訳業務に対応していただいており、本年1月には過去最多の18件の通訳を依頼しております。

通報されてくる外国語としましては、英語が最も多く、次いで中国語となっております。 こうした多言語の通報に対しまして、24時間即時の通訳対応をいたしております。

なお、現場におきましても、三者通訳というような対応をいたしております。 以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はございますか。梨子田議員。
- \bigcirc 1 3番(梨子田長生君) 特にございません。これで 3 問目の質問を終了させていただきます。
- ○議長(勝野富男君) 以上で梨子田長生議員の質問は終了いたしました。 ここで、2時55分まで休憩といたします。

<u>休憩 午後2時46分</u> 再開 午後2時55分

○議長(勝野富男君) 休憩前に引き続き、会議を開会いたします。 質問順位第2位、6番二條孝夫議員の質問を許します。 二條孝夫議員。

[6番(二條孝夫君)登壇]

○6番(二條孝夫君) 大町市議会の二條です。私から一般質問をさせていただきます。質問項目は大きく分けて、1に北アルプス連携自立圏について、2として地域における福祉政策についての2点であります。梨子田議員との質問に重複しますところもありますが、お許しを願いたいと思います。

まず、最初に、1北アルプス連携自立圏についてであります。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、人口の東京一極集中を防ぐため、そして地域の中での生活関連機能サービスの著しい格差が生じるのを防ぐため、連携中枢都市 圏構想や定住自立圏構想を掲げ、その施策を積極的に展開しています。特に、定住自立圏構想は、中心市、これは原則でありますけれども、人口5万人以上で、これも原則、夜間より昼間の人口が多い都市を中核として、市町村の枠にとらわれず、それぞれの市町村の魅力を

活かして、相互に役割を分担し、連携協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定着を促進することを目的としています。

しかしながら、長野県において、私たちの大北地方はこの要件にかなわず、孤立してしまうという可能性が指摘されていました。県は、大北地域が県の北西部に位置し、南北に長く、広大な面積を持つ地域に、地域の要望によって、国の定住自立圏構想に倣い、北アルプス連携自立圏を立ち上げるための支援を行いました。中核都市に大町市がなっていますが、あくまでもこの広い圏域全体の人口流失を防ぎ、必要な生活機能の確保を目指すものであります。当地域は、全国に稀に見る特筆した素晴らしい環境の下、観光、農業、工業とバランスよく配置され、その魅力は計り知れないものがあります。当地域でその連携自立圏は全国的にも珍しく、まさにモデルになっていかなければならない地域と考えております。

そこで質問をします。昨年、大町市と池田町、松川村、白馬村、小谷村とそれぞれ連携協 約がなされ、いよいよ事業が動き出したわけですが、昨年は4分野13事業の実施がされま した。特に、この圏域の最大の課題であります、そして連携自立圏の目標である定住に関す る分野での実績と、その効果についてお聞きをします。

今後の北アルプス連携自立圏の在り方についてお聞きをします。様々な分野での事業を展開しながら、それを積み重ねることによって定住や交流人口の拡大を図っているとは思いますが、やはり、この地域は他に類を見ない特筆した個性ある地域であります。全国に向かって情報を発信し、積極的に人を呼び込むことができると思います。この連携自立圏構想は非常に期待するところであります。今後、このような小さな事業の取り込みによって効果を出していくのか、また、思い切った方法を考えながら効果を出していくのか、今後の連携自立圏の在り方についてお伺いをします。

以上で1回目の質問を終わります。

- ○議長(勝野富男君) 質問が終わりました。
 - 二條孝夫議員の持ち時間は、残り36分とします。
 - 二條孝夫議員の質問に対する答弁を求めます。

広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) 北アルプス連携自立圏についてのご質問に、順次お答えいたします。

はじめに、移住・定住に関する分野の連携の実績と、効果についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のように、この大北地域は、国の施策であります定住自立圏の要件を満たす地域には該当いたしません。そのため、平成26年の地方自治法の改正により創設されました「連携協約」の制度を活用し、大北地域独自の新たな連携の仕組みとして、大町市を中心とした大北5市町村相互の協約により、北アルプス連携自立圏を形成したところでございます。

定住自立圏の要件を満たさない地域の市町村が相互に、自主的、主体的に連携協約を結び施策を展開し活性化を図る取組みは、全国的にも他に例のないものとされており、国においてもこの成果に注目していると伺っております。

北アルプス連携自立圏では、圏域形成の目的を、人口減少・少子高齢社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成に、協力して取り組むこととしております。そして、圏域全体の地域活力及び生活機能を維持確保し、圏域への人材の誘導や定着を促進することとし、特に、移住・定住の促進は重要なテーマであると考えております。

昨年度におきましては、移住に関する具体的な事業として、移住セミナーの開催や、移住相談窓口の連携、そして魅力体験ツアーの開催の、3つの事業に取り組んでおります。

まず、移住セミナー開催では、圏域全体の特色や暮らしを紹介するパンフレットを初めて共同で作成し、昨年8月に東京有楽町のふるさと回帰支援センターで開催されました、楽園信州移住セミナーへ5市町村が揃って出展し、参加された48人の皆さんに北アルプスの麓で暮らす魅力についてプレゼンテーションを行うとともに、当圏域に移住を希望する13件の相談に対応するなど、この地域の魅力を連携して発信したところでございます。

移住相談窓口の連携では、これまで各市町村がそれぞれ個別に移住相談に対応しておりましたが、圏域全体の移住パンフレットや市町村ごとの移住支援メニューの資料を作成するなど、圏域の移住情報を一元化して、511件の相談に対応し、移住希望者の幅広いニーズに応えております。

魅力体験ツアーの開催では、大町市、小谷村が主体となり、移住希望者を対象に延べ9 回開催し、103人のご参加をいただきました。ツアーでは、地元の人たちや移住経験者 との交流を通して、この圏域の魅力を直接体験いただくことにより、移住後の暮らしをイ メージでき、移住に踏み切る決断の参考にしていただきました。

次に、議員お尋ねの広域連携による移住・定住事業の効果としましては、地方創生のため、全国各地域で移住施策について同様の取組みが強化され、地域間の競争が激化する中で、移住希望者の約8割が移住先の市町村を特定してはいないことから、北アルプスの麓でありますこの地域を、1つのエリアとして魅力を発信することにより、移住希望者の幅広いニーズに応えることができたものと考えております。

次に、今後の連携自立圏のあり方についてお答えいたします。

大北地域の人口は、平成27年の国勢調査で5万9,748人となっておりますが、国立社会保障・人口問題研究所における人口の将来推計によりますと、23年後の2040年には5市町村の人口が約4万2千人弱になるものと予測されております。

一昨年、各市町村で策定されました総合戦略におきましても、地方への新しい人の流れを つくることが重要な柱に位置付けられており、それぞれ独自の事業が展開されているところ でございます。

また、先月新たにスタートした県の北アルプス地域振興局では、北アルプス山麓地域ならではの暮らし方・働き方を提案することにより、人口定着に結び付けるという挑戦を、地域の横断的な課題の1つに位置付けており、いかに東京一極集中を是正し、地方への新しいひとの流れを作り出すかという課題は、この地域に課せられた重要な命題であると捉えております。

また、議員からは、小さな事業の取組みによって効果を出していくのか、あるいは、思い切った方法を考えながら効果を出していくのか、とのお尋ねでございます。様々な事業を複合的に組み合わせることで、広域のスケールメリットを発揮していくことが肝要と考えてお

ります。

これまでの各市町村の総合戦略に基づく独自の取組みや、地域振興局の課題解決に向けた取組みと、連携自立圏として大都市圏に向けて地域の雄大で恵まれた自然環境や居住環境の快適さを一体的に発信する取組みを、有機的に組み合わせることにより、いっそう大きな人の流れが創出できるものと考えております。

そのため、広域連合に設置しました移住交流専門部会で、地域の多様性を活かして事業を 拡充するための検討を進めるとともに、広域連合が5市町村間の連絡調整機能を果たすこと により、各市町村の人口ビジョンで目標とする2040年の圏域人口5万人を維持できます よう、連携のいっそうの強化を図ってまいります。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問は。
 - 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) 今、連合長から、4分野の13事業について、昨年そういうことをやったということを聞きました。本当に外に出て行ってですね、広域連合が積極的にこう外へ出て行って、やっぱこちらの情報を発信していくということがすごく大事なことなんだなあというふうに考えました。しかし、これで平成29年にいよいよ8分野17事業が始まるわけでありまして、その中でも移住定住に関しましては3事業ということで、移住相談窓口の設置等、移住セミナー等々をこれからもやっていくということでありますけれども、これを取り組むにあたってですね、やっぱその効果というものを、やっぱしっかり見ていかなければならないのかなあとそんなふうに思いますが、その効果について、どうでしょうか。質問をしたいと思います。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(新井和男君) 事業を拡大するにあたり、どのような効果が期待されるかとの ご質問にお答えいたします。

当圏域の市町村は、それぞれに、すぐれた地域資源を有しております。

広域連携には、それぞれの市町村が持つ資源を有機的に組み合わせることで、地域全体をいっそう魅力あるものとし、また、利便性を高めるという効果がございます。

本年度から定住に加え新たに取り組む広域観光や就労支援、医療・保健、公共施設の利用促進の分野では、これらのスケールメリットが期待できるものと考えております。

広域観光の分野につきましては、信州まつもと空港を活用した誘客促進事業として、福岡線が1日2往復に増便されたことを好機と捉え、九州方面からの旅行商品に助成を行い旅行商品の造成を促進することとしておりますが、商品開発に当たりましては、当地域の観光施設やイベントについて連携してPRを強化してまいります。

また、就労支援分野では、新規学卒者等就職支援事業として、企業説明会を共同して開催することにより、出身学生や在住学生等に対し、当圏域の企業に対する理解を深め、圏域内への就職につなげてまいりたいと考えております。

医療・保健分野につきましては、健康づくりの意識啓発事業として、健康づくり講演会を共同して開催することにより、圏域住民の健康意識を高めるとともに、病気に対する知識の習得により、健康長寿社会の実現を図ってまいります。

また、公共施設の利用促進につきましては、図書館の相互利用を促進するため、住所地 以外の図書館も利用可能とすることで、圏域住民の利便性の向上と生涯学習の機会の充実 が図られるよう検討してまいります。

これらの事業の実施が、相乗的な効果を生み、魅力ある地域の形成につながることを期待するところでございます。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) 私がどうしてこう実績だとか、効果っていうことを言うかというと、 やはり平成28年にこういうことをやった、そして29年にはまたこういうことを実施して 効果を出していくっていうことなんですね。その中でやっぱり、いわゆるPDCAサイクル っていうことがやっぱり一番大事だってこんなふうに思っているんです。やはりプランをし っかりつくる。そして実行する。実行したものを評価し、そしてさらにそれを改善を加えて いくっていうことがすごく大事なことなんだなあってそんなふうに思います。ですから今後 28、29とやってきたわけでありますけれども、この検証っていうことを踏まえてさらな るプランを改善していく、このようなPDCAサイクルについてですね、どんなかたちで進 めていくのか、ちょっと質問したいと思います。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(新井和男君) どのようにPDCAサイクルを回していくのかとのお尋ねにお答 えします。

連携して取り組む内容と役割分担、事業の検証につきましては、広域連合に設置している11の広域連携課題別専門部会において協議を進めることとしております。

昨年度も、分野ごとに、市町村と広域連合の担当課長と担当者からなる専門部会おいて、 具体的な施策の検討を進めてまいりました。

今後は、事業の評価、見直し等を含め、専門部会において協議を重ね、副市町村長会議、 正副連合長会議に諮りながら、より効果的効率的な事業の展開を図ってまいりたいと考え ております。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) 分かりました。特にこれ、こうやって広域連携を進めていくということで、やはり財源がすごく大事なのかなあとそんなふうに思っています。5万人以上で定住自立圏を目指すとすると、国費が降りてくるわけですね。例えば、中心市では8500万円、町村では1500万円というような具合でありますけれども、私たちの大北地域っていうのはこれを受けられないわけですよね。ですから県も立ち上がってやっているということでありました。県はですね、事業費の2分の1の上限で、3500万円を当地域に交付されるというふうに私は聞いております。とてもこれ感謝することでありますが、しかしですね、今後財政支援というのはどうしてもこれ定住自立圏ではないところに県がこうやっていくというところで、今後財政支援というのはどんなふうになっていくのか非常に心配なんです。

その点と、それと、今回連携ビジョンの期間というようなことで、平成28年から31年の4年間一応連携をしているということでありますが、その後の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。広域連合長。
- ○広域連合長(牛越徹君) 財政支援についての考えと、連携ビジョンの期間終了後の取組 みについてのお尋ねでございます。

まず、財政支援につきましては、全国市長会、町村会等、地方6団体からの国への要望の中で、「定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む市町村に対する財政措置を創設すること。」を求めることとしております。今後も事業の実績をしっかり示しながら、国に対し強く要望してまいります。

また、現在、各市町村が県からいただいております交付金につきましては、国の制度の 空白を埋めるものとして非常に心強く感じております。県に対しましても、引き続き支援 を継続いただきますよう要望してまいります。

また、二つ目の、計画期間終了後の取組みにつきましては、この北アルプス連携ビジョンの期間を平成31年度までとしておりますが、国の、まち・ひと・しごと創生総合戦略や、県・市町村が定める地方版の総合戦略につきましても同様に同じ計画期間としており、国や県の動向を十分注視し、事業の実績と効果を十分に検証しながら、構成市町村とともに期間終了後の連携自立圏の取組みについても引き続き協議を進めまいりたいと考えるところでございます。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) 今是非国へ働き掛けていってほしいと思うんですね。多分これ、定住 自立圏構想で中核都市でやっているっていうのは、私の記憶が間違っていればちょっとあれ なんですけれども、確か百いくつくらいしか確かないと思うんですよね。残りの7百近くっ ていうのは全く空白地帯だっていうふうに思っているんです。ですから、地方の地方が見捨 てられるっていうのは絶対あってはならないことだもんですから、これは是非連合長国に行 ってですね、ここはなんとか支援をしてくれないかというようなことを是非言っていってい ただきたいなあと、そんなふうに思います。たまたま、今日の地元紙の、今日出ておりまし てけれども、県の知事が来て、拡大版北アルプス地域戦略会議というふうに昨日したという ことで聞いておりまして、知事の中でも、人口問題を掘り下げるということで、ここにすご く重点を置いているという記事が載っておりました。やはり、人口減という、そこのところ がやっぱこの自立圏の中でも一番大事なのかなあと思いますし、最後の方、知事は、過去の 計画は同じ問題をやっていたと、地域や県が変わるビジョンを出さなくてはということをこ こに書いてあります。いわゆる私が、こういう小さなことを積み重ねていくことも大事だけ れども、思い切った施策も必要ではないかと知事もこんなような同じ思いでいるのかなあと そんなふうに思いましたので、また是非そんなことでですね、また色々な方面から、定住に ついて考えていっていただければなあと思います。

以上申し上げて、2番目の質問に入りたいと思います。 次に、広域における福祉政策についてお聞きをします。 最初に、介護保険家事業計画についてお聞きをします。

今、第6次介護保険事業計画が進んでいます。平成27年から3年間がこの事業計画期間であります。後、一年は残ってはいますが、この事業計画を遂行するにあたっての課題が見えてきたと思います。どんな課題が見えてきたのかをお聞きします。さらに、今年は第7次介護保険事業計画を策定しなければならない年でもあります。この見えてきた課題に対して今後どのように取り組んでいかなければならないかをお聞きをしたいと思います。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きをします。

この制度は、65歳以上の人または要支援認定を受けている人が対象になってきます。この事業は対象になる人が重い介護生活者にならないように元気で生活ができるよう、みんなで支え合う仕組みを作るものです。私もこの事業の説明を2回ほど聞きましたが、非常に複雑だという印象を持ちました。しかし、大事なことは、対象者に対して施す、1に介護予防事業、2に介護予防サービス、3として多様なサービスだと思いますが、ちょっと非常に難しい内容だと思いますが、その内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長 (勝野富男君) 答弁を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君) 登壇]

○事務局長(上野法之君) 介護保険事業についてのお尋ねに、順次お答えをいたします。 はじめに、第6期事業計画の2年間で見えてきた課題と今後の対応についてお答えをい たします。

事業計画は、介護保険事業の健全な運営を目的に3年を一期として策定される計画であり、第6期計画からは、日本の高齢化がピークを迎える2025年を見据えた中長期的なサービス給付や保険料水準の設計、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」として策定するものとされております。これまでの2年間を経過する中では、特に、介護サービスの利用内容の変化に伴う2つの課題があると考えております。

1つ目は、身体介護を必要としない、要支援認定者のサービス利用が増加している点であります。

サービス利用に必要な計画の作成件数と通所介護の利用件数は、平成27年度と平成25年度との比較で、いずれも20%以上増加しており、その要因のひとつには、一人暮らし世帯や、高齢者のみの世帯の増加などによる、家庭での介護力の低下などがあると考えております。

2つ目として、介護保険制度によらないサービス基盤の整備の進展があります。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の建設が、近年、民間により進められております。

当圏域においても、本年5月時点で、6施設165床が稼働しており、これらの施設すべてが、訪問介護や通所介護等の介護保険サービス事業所を併設しており、介護サービスの利用形態も多様化してきているところでございます。

第7期事業計画の策定にあたりましては、サービス需要の動向や基盤整備のあり方について、今まで以上に多様な視点により策定する必要があるものと考えております。

次に、総合事業の内容とサービスの種類についてお答えをいたします。

総合事業では、65歳以上の方を対象に、介護予防と日常生活の自立支援を目的として、 3つの事業を実施しています。

1つ目は、健康寿命を延ばすための介護予防事業であり、市町村が実施いたします。

このサービスは、介護の必要のない元気な高齢者向けの介護教室の開催や、社会参加等を支援する事業と、介護予防が必要な人向けの、運動機能の向上や栄養改善、認知症予防などの事業であります。

2つ目は、介護予防サービスで、介護保険で要支援認定の人に提供してきたサービスに 準じて、広域連合が実施いたします。

このサービスには、訪問型と通所型のサービスがあり、要支援認定を受けた方を中心に、 身体介護が必要な人には従前の介護保険のサービスと同じ内容で提供いたします。また、 身体介護が必要ない人には、状況に応じて、通所型サービスでの、半日利用や入浴の有無 などを選択できるよう設定しております。

3つ目は、地域の団体やボランティア等が高齢者を地域で支える活動等であります。

このサービスは、地域の支え合い活動を支援する事業として、広域連合が設定する基準 を満たすボランティア等の行う支え合い活動を補助金等により支援する事業と、高齢者の 見守りや安否確認、食事の配達など日常生活の支援を行う生活支援サービスの2種類があ ります。

これらのサービスを円滑に利用いただけるよう、地域包括支援センターが中心となり、 介護保険と同様に利用者からの相談に応じ利用計画を作成いたします。

以上が、総合事業のサービス内容の概要でございます。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありますか。
 - 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) もちろん介護予防ということでありまして、やはり支える人たちがす ごく大事なのかなあと、そんなふうに思います。そこでちょっと私調べたんですけれども、 ちょっとショッキングなデータが出ているんですが、これ平成29年4月1日現在の一番直 近のデータでありますけれども、大北圏域の65歳以上の高齢化率が35。4パーセント、 大町市が36.7パーセントなんですね。私は、大町市は33パーセントだってずうっと思っていたんですが、これ多分3、4年前だったと思うんですが、この多分、この3、4年くらいで急速に、こう、高齢化が進んでいるなっていう感じがします。で、実は大町市よりも上にですね、大北地域では38.2パーセントの自治体、38.1パーセントの自治体があります。いわゆる10人に4人はですね、もう65歳以上になっているということでありますが、こういった中で、本当にその介護予防というところに力が入れられるのかどうかっていう、可能かどうかっていう、その部分をちょっと聞きたいと思いますが、どうでしょう。
- ○議長 (勝野富男君) 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長(西山孝君) それでは、介護予防事業の効果により保険料の上昇などを抑制することが可能かとの質問であります。

介護予防事業は、高齢者の健康寿命を伸ばすことにより、介護を必要とする時期を遅ら

せること。また、介護が必要な人にあっては、その重度化を防止するものであります。

この介護予防事業の保険料に与える効果は、介護サービスを必要とする量を抑制することにつながりますことから、介護保険料の上昇を抑制する効果があると言えると考えております。

歳を重ねても介護を必要とせず、自分らしく生活し続けたいという思いは、全ての人に 共通する思いと思います。介護予防事業を通じて、こうした思いを実現していくことは、 介護保険料の上昇を抑制し、当圏域の介護保険制度の維持にも直結しますことから、第7 期計画におきましては、特に力を入れて推進する必要があると考えております。

以上です。

- ○議長(勝野富男君) 再質問は、ありますか。
 - 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) ズバリ聞きます。これで第7次介護保険事業計画が作り始めるという ことで、介護保険料、月に5,500円で済むかどうか。
- ○議長(勝野富男君) 答弁を求めます。介護福祉課長。
- ○介護福祉課長(西山孝君) 介護保険料の設定についてお答えをいたします。

介護保険料は、事業計画において3年間に必要な介護サービスの見込み量を推計し、必要とされる給付費の22%分について、65歳以上の第1号被保険者が所得の状況に応じて負担することとされております。

介護サービスの見込み量の設定につきましては、第6期計画までの給付状況を踏まえて、3年間に必要とされる介護サービスの必要量を予測に基づき設定をいたしますが、高齢化が進み、介護サービスを必要とする方が年々増加しておりますことから、サービスの提供に対応する保険料は上昇傾向になるものと見込まれます。

一方で、サービスの利用形態も多様化しておりますことから、必要なサービス需要を見極め保険料の設定を検討することとしております。

以上であります。

- ○議長(勝野富男君) 再質問は、ありませんか。 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) 介護保険料についてですが、やっぱり、施設を多く造れば介護保険料 も高くなってしまうというようなことだと思いますが、今、寝たきりの介護を待つ人が30 0人を超えているというデータもあります。つい先だって大町市の常盤に認知症対応型のグ ループホームが完成しました。定員9名でありますけれども、すぐ満杯になったということ でありますが、今後の施設の在り方について、どうでしょうか。
- ○議長 (勝野富男君) 介護福祉課長。
- ○介護福祉課長(西山孝君) 今後の施設整備のあり方についてお答えをいたします。

議員が懸念されますように、当地域におきましては、一人暮らしや高齢者のみで構成される世帯等、家庭の介護力が低下する世帯が増加する中、施設サービスの利用を希望する方も年々増加してきております。この様な状況から、第7期計画におきましても、一定のサービス基盤の整備は必要であると考えております。

一方で、施設の整備は、介護保険料の上昇を伴うものであり、被保険者の保険料負担につ

いても考慮する必要があります。

第7期計画策定にあたっての課題として、先程も答弁いたしましたが、当圏域においても、 介護保険制度によらないサービスを含め、介護サービスの提供形態が多様化している状況も あります。

今後の施設整備のあり方につきましては、直面するニーズに適切に対応するとともに、的確な需要予測に基づき、施設整備に伴う長期的な介護保険財政に与える影響を考慮し、何より、将来にわたり介護が必要な方が安心してサービスを受けられる安定した介護保険制度として施設の整備水準を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。
 - 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) 支援総合事業についてもう一回質問をしたいと思いますが、この中で、 市町村の実情に応じて、平成29年度中に多様なサービスを実施するとしていると。私はこ こが一番大事な気になるんですけれども、29年度中にどんなことを目指すのか、制度設計 ができていれば教えていただきたい。さらに、市町村の実情とあると。市町村の実情に合わ せると。そういう具体的なものがどんなことなのか、広域と市町村の関係について教えてい ただきたいと思います。
- ○議長 (勝野富男君) 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長(西山孝君) 総合事業における地域の実情と広域連合と市町村の役割分担 についてお答えをいたします。

まず、地域の実情につきましては、総合事業の実施主体が広域連合でありますことから、 市町村ごとに、介護予防事業や生活支援サービスの内容について地域の実情に応じた設定 が必要とされるものであります。

介護予防事業は、介護保険制度の改正により、平成18年度から地域支援事業を市町村に委託して実施してきた経過がございます。事業の実施にあたりましては、各市町村の創意工夫により、限られた地域資源を活用した予防プログラムを構築して実施され、その効果も大きなものでありましたことから、この度の総合事業におきましても、こうした実態に即して管内で事業メニューを統一せず、継続していくこととしたものであります。

生活支援サービスの内容つきましては、生活環境の確保に必要なサービス内容、例えば 冬季の生活を維持するための雪かき作業など、5市町村間に著しい差がある場合がござい ます。

同水準の生活環境を確保するための時間や労力に、著しい差が生じるものにつきましては、管内で統一することが困難であり、総合事業における実施の判断や基準の設定について市町村の実情に応じて設定することとしております。

次に、広域連合と市町村の役割分担につきましては、地域の実情に応じたサービスの提供が前提としながらも、可能な限り5市町村が共通したサービスの提供体制を構築していくことを目標としております。

具体例としては、介護予防事業では、昨年度、国のモデル事業を広域連合として全国で 初めて導入し、国が介護予防に最も効果があると提唱する「住民主体の通いの場」の創出 に向けた取組みを管内共通のテーマとして着手しております。 以上であります。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) 多様なサービスということで、市町村もそれぞれやるわけでありますが、この中で、広域連携として、可能な限り全体を見ていくという答弁であったかと、そんなふうに思います。事業サービスの種類でですね、多様なサービスというふうにありますよね。その中で、先ほども、B型、D型というふうに出ておりますけれども、その中で、ボランティアとかNPOとかっていうところで頼る部分がすごくあろうかと思うんですが、これなかなか難しいところがあるのかなあって感じがするんですよね。だれが担い手になっていくのか。実は、この制度っていうのは、もしかすると全国でも、全国っていうか、長野県でも、この大北地域っていうのは、こう、先進的な取組みをやっているんではないかなあっていう私は思いがあるんですけれども、これは一体だれが担い手をつくっていくのかっていうことなんですよね。で、これ、もし、ボランティアとか、そういう制度が充実すると、実はその先に、この地域はすごく良くなる。地域づくりっていうかね、そんなことまでも夢が広がっていくっていう、こんなことだと思いますけれども、そこら辺をちょっと聞きたい。だれが担い手になっていくのか、聞きたいと思います。
- ○議長(勝野富男君) 介護福祉課長。
- ○介護福祉課長(西山孝君) それでは、多様なサービスの担い手についてのご質問にお答え します。

担い手の確保は、総合事業を先行して導入した自治体の事例でも、大きな課題となっておりましたことから、移行準備におきましては重点的に取り組んでまいりました。具体的には、対象となる事業者に参加いただき、総合事業への移行に向けた説明会を3回開催し、単価設定の考え方を理解いただくとともに、意見交換の場を設けて指定基準等の策定を行ったところでございます。

現在、総合事業で保険者が指定する訪問サービスには15の事業所、通所型サービスには43の事業所から申請をいただき、5市町村全てにおいてサービス提供事業者を確保することができました。

また、B型サービスなどは、住民主体の活動の担い手の確保につきましては、昨年度より担い手確保の研修会を行い、80人が修了しております。住民主体の活動が広く普及するには時間を要するものと考えておりますが、担い手の育成が、支え合い、助け合いの地域づくりにつながるよう引続き継続してまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はありませんか。
 - 二條議員。
- ○6番(二條孝夫君) 最後の質問にしたいと思います。今言ったように、説明を受けました。 制度的にですね、画期的なすばらしい制度だというふうなことはわかるんですが、これは、 なかなか、私も1回、2回聞いても難しい制度かなあと、そんなふうに思います。今既に住 民の中で説明会を行っているということで聞いておりますけれども、これはやっぱ地域の人 たちがどのくらい知っていくかっていうとこだと思うんですよね。で、そういったことで、

地域に対する啓発、今後どんなふうにしていくのか、これ、最後の質問にしたいと思います。

- ○議長 (勝野富男君) 介護福祉課長。
- ○介護福祉課長(西山孝君) それでは、総合事業の地域への説明についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、総合事業は介護保険のサービスと異なり、日常生活上で介護を必要としない元気な高齢者も対象に実施される事業であります。このため、介護予防事業への参加を促進するためには、何より介護予防の必要性を理解いただくことが重要であり、広域連合では、3月に市町村と共催して制度改正を中心に総合事業の説明会を開催してまいりました。本年度は引き続き、総合事業の周知を図るパンフレットを作成し、5月下旬から6月上旬にかけて市町村を通じ配布いただく準備を進めるとともに、総合事業の説明会を市町村と共に随時開催することとしております。今月は、大町市において、明日19日まで5カ所で開催を計画をいたしております。

介護予防の推進は、地域で介護を支える体制を維持し、高齢者の住み慣れた地域での生活を実現させる、効果的な手段の1つでありますことから、今後も積極的に普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

- ○議長(勝野富男君) 再質問はございませんか。
- ○6番(二條孝夫君) ありません。
- ○議長(勝野富男君) 以上で二條孝夫議員の質問は終了いたします。

以上をもちまして、本5月定例会に付議されました案件はすべて終了をいたしました。 ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。 広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) 5月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、今後の議会運営の根幹をなします正副議長の選任をはじめ、常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の委員会構成がなされたところでございます。 新たに選任されました正副議長をはじめ、各委員会の正副委員長並びに各委員に就任されました議員各位におかれましては、改めてお祝いとお喜びを申し上げます。

今後のご活躍を心からご祈念申し上げる次第でございます。

また、今定例会にご提案申し上げました議案につきまして、ご熱心にご審議いただき、原 案のとおりご承認、ご可決を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

ご審議いただきました内容や一般質問においていただきました、貴重なご意見やご提言は、 今後の広域行政に十分反映してまいる所存でございます。

冒頭のごあいさつでも申し上げましたが、一般廃棄物処理施設の建設工事につきましては、 いよいよ本格化してまいります。安全管理にじゅうぶん配慮いたしますとともに、地元住民 の皆さまに対し情報提供を丁寧に行いながら円滑に推進してまいります。

間もなく市町村議会6月定例会を迎えるにあたり、議員各位におかれましては十分健康にご留意いただき、広域行政発展のため、また、圏域住民の福祉の向上のため、一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長(勝野富男君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。議員各位のご協力に感謝申し上げます。

これにて、平成29年北アルプス広域連合議会5月定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時37分

議会議長

2番

3番